



令和5年7月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(行コ)第250号 新型コロナウイルスワクチン特例承認取消等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所令和3年(行ウ)第301号)

口頭弁論終結の日 令和5年3月29日

判 決

滋賀県近江八幡市出町538

控訴人(原審原告)



京都府城陽市寺田塚本108

控訴人(原審原告)



上記兩名訴訟代理人弁護士

南 出 喜 久 治

同

木 原 功 仁 哉

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被控訴人(原審被告)

国

同代表者法務大臣

齋 藤 健

処 分 行 政 庁

厚 生 労 働 大 臣

加 藤 勝 信

同 指 定 代 理 人

別紙指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴人らの当審における追加的変更及び予備的追加的変更に係る各訴えをいずれも却下する。
- 3 当審における訴訟費用は全て控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨(当審における訴えの追加的変更及び予備的追加的変更に係る各請求を含む。)

- 1 原判決を取り消す。

2(1) 主位的請求

被控訴人は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律6条8項の指定感染症として、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）1条により新型コロナウイルス感染症と指定した処分を取り消す。

- (2) 予備的請求1・2（なお、予備的請求2は、当審における行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条4項（同法36条）に基づく追加請求である。）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律6条8項の指定感染症として新型コロナウイルス感染症を指定した、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）は無効であることを確認する。

（以下、原審からの上記主位的請求及び予備的請求1の各請求を併せて「請求第1項」という。）

3(1) 主位的請求・予備的請求1

被控訴人は、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律6条7項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されている同項3号の「新型コロナウイルス感染症」と指定した処分を取り消す。

- (2) 予備的請求2・3（なお、予備的請求3は、当審における行訴法3条4項（同法36条）に基づく追加請求である。）

新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律6条7項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されている同項3号の「新型コロナウイルス感染症」の指定は無効であることを確認する。

（以下、原審からの上記主位的請求、予備的請求1及び予備的請求2の各請求を併せて「請求第2項」という。）

4 被控訴人は、新型コロナウイルス感染症を前項の「新型インフルエンザ等感染症」として行う感染症対策を行ってはならない。

(以下、この請求を「請求第3項」という。)

5(1) 主位的請求（なお、下記エないしキの特例承認に関する各請求は、当審における追加請求である。）

被控訴人は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律14条の3に基づき、

ア 令和3年2月14日になしたmRNAワクチン（販売名：コミナティ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、有効成分名：トジナメラン、申請者名：ファイザー株式会社、申請年月日：令和2年12月18日）の特例承認

イ 令和3年5月21日になしたウイルスベクターワクチン（販売名：バキスゼブリア筋注、一般名：コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）、申請者名：アストラゼネカ株式会社、申請年月日：令和3年2月5日）の特例承認

ウ 令和3年5月21日になしたmRNAワクチン（販売名：COMD19ワクチンモデルナ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、申請者名：武田薬品工業株式会社、申請年月日：令和3年3月5日）の特例承認

エ 上記アに追加して令和4年1月21日になしたmRNAワクチン（販売名：コミナティ筋注5～11歳用、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、申請年月日：令和3年11月10日）の特例承認

オ 令和4年9月12日になしたmRNAワクチン（販売名：コミナティRTU筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、有効成分名：トジナメラン・リルトジナメラン、申請者

名：ファイザー株式会社、申請年月日：令和4年8月8日）の特例承認
カ 令和4年9月12日になしたmRNAワクチン（販売名：スパイクバックス筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、有効成分名：エラソメラン・イムエラソメラン、申請者名：モデルナ・ジャパン社、申請年月日：令和4年8月10日）の特例承認

キ 上記ア及びエに追加して令和4年10月5日になしたmRNAワクチン（販売名：コミナティRTU筋注6か月～4歳用、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、有効成分名：トジナメラン、申請者名：ファイザー株式会社、申請年月日：令和4年7月14日）の特例承認

をいずれも取り消す。

（以下、この請求のうち上記アないしウの各特例承認を対象とした原審からの請求を「請求第4項」といい、上記エないしキの各特例承認を対象とした当審における訴えの追加的変更に係る請求を「追加請求第4項」という。）

(2) 予備的請求1・2（なお、請求第4項及び追加請求第4項を主位的請求として当審において追加された行訴法4条及び同法3条4項（同法36条）に基づく予備的追加請求である。）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律14条の3に基づき、

ア 令和3年2月14日になしたmRNAワクチン（販売名：コミナティ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、有効成分名：トジナメラン、申請者名：ファイザー株式会社、申請年月日：令和2年12月18日）の特例承認

イ 令和3年5月21日になしたウイルスベクターワクチン（販売名：バキスゼブリア筋注、一般名：コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワク

チン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）、申請者名：アストラゼネカ株式会社、申請年月日：令和3年2月5日）の特例承認

ウ 令和3年5月21日になしたmRNAワクチン（販売名：COMD19ワクチンモデルナ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、申請者名：武田薬品工業株式会社、申請年月日：令和3年3月5日）の特例承認

エ 上記アに追加して令和4年1月21日になしたmRNAワクチン（販売名：コミナティ筋注5～11歳用、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、申請年月日：令和3年11月10日）の特例承認

オ 令和4年9月12日になしたmRNAワクチン（販売名：コミナティRTU筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、有効成分名：トジナメラン・リルトジナメラン、申請者名：ファイザー株式会社、申請年月日：令和4年8月8日）の特例承認

カ 令和4年9月12日になしたmRNAワクチン（販売名：スパイクバックス筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、有効成分名：エラソメラン・イムエラソメラン、申請者名：モデルナ・ジャパン社、申請年月日：令和4年8月10日）の特例承認

キ 上記ア及びエに追加して令和4年10月5日になしたmRNAワクチン（販売名：コミナティRTU筋注6か月～4歳用、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、有効成分名：トジナメラン、申請者名：ファイザー株式会社、申請年月日：令和4年7月14日）の特例承認

は、いずれも無効であることを確認する。

6 控訴人らには、前項のワクチンについて、予防接種法9条の義務がないこと

を確認する。

(以下、この請求を「請求第5項」という。)

- 7 主位的請求・予備的請求（なお、予備的請求は、当審における行訴法3条4項（同法36条）に基づく追加請求である。）

被控訴人が、第5項の各申請者との間で、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律に基づいて締結した損失補償契約は無効であることを確認する。

(以下、原審からの上記主位的請求を「請求第6項」という。)

- 8 被控訴人は、ポリメラーゼ連鎖反応を用いたSARS-CoV-2遺伝子断片用検出用キットによる全ての検査（いわゆるPCR検査）を新型コロナウイルスの感染病原体の有無を判定するための目的で、医療機関等の実施機関において使用させてはならない。

(以下、この請求を「請求第7項」という。)

- 9 被控訴人は、第5項のワクチンを接種した者に接種履歴を証明する文書（ワクチン・パスポート）を発行交付すること及び前項の検査で陰性となった者に新型コロナウイルスに感染していないとすることを証明する文書（陰性証明書）を発行交付することをいずれも行ってはならない。

(以下、この請求を「請求第8項」という。)

- 10 控訴人には、マスクの着用義務がないことを確認する。

(以下、この請求を「請求第9項」という。)

- 11 主位的請求・予備的請求（なお、予備的請求は、当審における行訴法3条4項（同法36条）に基づく追加請求である。）

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令5条の5及び同12条の各3号の「発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止」の規定は無効であることを確認する。

(以下、原審からの上記主位的請求を「請求第10項」という。)

- 12 主位的請求・予備的請求（なお、予備的請求は、当審における行訴法3条4

項（同法36条）に基づく追加請求である。）

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令5条の5及び同12条の各7号の「正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止」の規定は無効であることを確認する。

（以下、原審からの上記主位的請求を「請求第11項」という。）

13 被控訴人は、控訴人らに対し、それぞれ金30万円を支払え。

（以下、この請求を「請求第12項」という。）

14 中間確認の訴えに係る請求

(1) 第2項から第12項までの各請求について、いずれも訴訟要件が認められることを確認する。

（以下、この請求に係る訴えを「本件中間確認の訴え1」という（なお、上記「第2項から第12項までの各請求」には、当審における訴えの追加的変更及び予備的追加的変更に係る請求も含まれているものと解される。））

(2) 前項の請求における「公務員の法的義務違反」に係る主張については、昭和57年4月1日最高裁判所第一小法廷判決（民集第36巻4号519頁）が示した要件を満たしていることを確認する。

（以下、この請求に係る訴えを「本件中間確認の訴え2」という。）

(3) 被控訴人が本件訴訟において、控訴人らの訴状「請求の原因」及び準備書面(1)から(13)までにおける控訴人らの主張について認否を行わない行為は違法であることを確認する。

（以下、この請求に係る訴えを「本件中間確認の訴え3」といい、同1から3までを一括して「本件各中間確認の訴え」という。）

第2 事案の概要等

1. 本件は、新型コロナウイルスワクチンの接種等を拒否している日本国民であるという控訴人らが、被控訴人が新型コロナウイルス対策として行ってきた政策がいずれも違法であるなどとして、行訴法3条6項所定の義務付けの訴え又

は同法4条所定の実質的当事者訴訟として、当該政策に係る処分の取消し、被控訴人が行っている当該政策を行わないこと、控訴人らには予防接種法9条に基づく義務やマスクの着用義務を負わないことの確認等を求めるとともに、上記政策は被控訴人の機関である国会と内閣の連携と共謀により、それぞれに属する公務員の共同によりされた国家賠償法又は民法上の共同不法行為に当たるとして各30万円の損害賠償金の支払を求め、また、中間確認の訴えとして本件訴訟に係る訴訟要件が認められること等の確認を求めた事案である。

原審は控訴人らの各損害賠償金の支払を求める請求を除くその余の請求に係る訴えをいずれも却下し、上記損害賠償請求をいずれも棄却したところ、控訴人らがこれを不服として控訴するとともに、訴えの追加的変更及び予備的追加的変更をした。

2 関係法令等の定め、争点及び争点に対する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記3で「当審における訴えの追加的変更及び予備的追加的変更に係る各請求に関する当事者の主張」を付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」1から3までに記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決5頁4行目の「別紙2」を「原判決別紙2」と改める。
- (2) 原判決5頁14行目の「争点及び」を削る。
- (3) 原判決7頁1行目の「行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）」を「行訴法」と改める。
- (4) 原判決26頁11行目の「損害賠償」を「損害賠償責任」と、同頁25行目及び同27頁1行目の各「本件特例承認」をいずれも「本件各特例承認」と、同頁2行目の「5歳から11歳の」を「5歳から11歳までの」とそれぞれ改める。
- (5) 原判決28頁7行目の「第1回口頭弁論期日」の前に「原審」を加える。
- (6) 原判決44頁14行目の「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

- (7) 原判決45頁11行目及び同頁22行目の各「含む。」の次にいずれも「以下この項において同じ。」を加える。
- (8) 原判決46頁20行目の「16条の規定」を「16条1項の規定」と改める。
- (9) 原判決47頁6行目の「予防接種法」の次に「(令和4年法律第96号による改正前のもの)」を、同頁7行目の末尾に「1項」をそれぞれ加える。
- (10) 原判決48頁26行目の「措置法」を削る。
- (11) 原判決49頁23行目の末尾に「(重点区域におけるまん延の防止のために必要な措置)」を、同50頁1行目の「入場」の次に「(以下この条において単に「入場」という。)」をそれぞれ加え、同51頁23行目の「認めるとき、」を「認めるとき等」と改める。

3 当審における訴えの追加的変更及び予備的追加的変更に係る各請求に関する当事者の主張

(1) 追加請求第4項について

ア 控訴人らの主張

厚生労働省は、①請求第4項(1)アに追加して、令和4年1月21日、ファイザー社製のmRNAワクチンの特例承認を、②同年9月12日、同社製のmRNAワクチンの特例承認を、③同日、モデルナ社製のmRNAワクチンの特例承認を、④請求第4項(1)ア及び上記①に追加して、同年10月5日、ファイザー社製のmRNAワクチンの特例承認をそれぞれした(以下、これらの各特例承認を「本件追加各特例承認」という。)が、これらは、本件各特例承認に順次追加して行われたものであって、その目的及び用途等は、被控訴人の行うワクチン接種政策として一体のものであるから、請求第4項との関係では請求の基礎の同一性が認められる。そして、一般人に接種するワクチンの数量に不足があるなどの場合は、控訴人らを含む国民全員に対して接種される可能性があるから、控訴人らとしては、その危

険性から身を守るための妨害予防（接種回避）請求権があり、これに基づいて実質的当事者訴訟として、違法かつ危険な本件追加各特例承認の取消しを求める。

イ 被控訴人の主張

行政事件を含む民事事件において裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に限られるところ、本件各特例承認の取消しを求める請求第4項に係る訴えがこれに該当しないのと同様、本件追加各特例承認の取消しを求める追加請求第4項に係る訴えも、上記「法律上の争訟」に該当しないから、不適法である。

また、薬機法14条の3に基づく厚生労働大臣の特例承認の取消しは、取消訴訟でしか求めることができないから、実質的当事者訴訟としてかかる特例承認の取消しを求める追加請求第4項に係る訴えは、取消訴訟の排他的管轄に抵触するものであり、不適法である。

(2) 請求第1項の予備的請求2、請求第2項の予備的請求3、請求第6項の予備的請求、請求第10項の予備的請求及び請求第11項の予備的請求について

ア 控訴人らの主張

①請求第1項の主位的請求については原審において予備的請求1を、②請求第2項の主位的請求については原審において予備的請求1及び2をそれぞれしているが、更に予備的に、また、③請求第6項、④請求第10項及び⑤請求第11項については、いずれも予備的に、それぞれ行訴法36条所定の無効等確認の訴えとしての請求を追加する。

これらの各訴訟要件は、いずれも次に述べるとおり、満たしている。

すなわち、控訴人らは、明白かつ現在の危険のあるワクチン接種禍の危険にさらされているから、「無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有

する者」に当たるし、①請求第1項においては主位的請求及び予備的請求1が、②請求第2項においては主位的請求並びに予備的請求1及び2が、③請求第6項、④請求第10項並びに⑤請求第11項においてはそれらがいずれも認容されない場合は、「現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないもの」に該当する。

イ 被控訴人の主張

行訴法は、抗告訴訟（同法3条）、当事者訴訟（同法4条）、民衆訴訟（同法5条）及び機関訴訟（同法6条）についてそれぞれ規定しているところ、その規定の内容に照らすと、抗告訴訟及び当事者訴訟を主観訴訟として、民衆訴訟及び機関訴訟を客観訴訟としてそれぞれ位置付けている。無効等確認の訴えは、抗告訴訟であり、「当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者」（同法36条）に原告適格を認めているから、個人の権利利益の保護救済を求める類型の訴訟として位置付けられていることが明らかである。

したがって、請求第1項の予備的請求2、請求第2項の予備的請求3、請求第6項の予備的請求、請求第10項の予備的請求及び請求第11項の予備的請求に係る各訴えは、いずれも国民の主観的な権利利益の保護救済を目的とする主観訴訟に当たり、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものではない場合には、当該訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらず、不適法な訴えとなるところ、控訴人らは、請求第1項の予備的請求1、請求第2項の予備的請求1・2、請求第6項、請求第10項及び請求第11項に係る各主位的請求と同一の根拠に基づき同一の審判を求めているにすぎない以上、いずれも上記「法律上の争訟」に当たらず、不適法である。

(3) 請求第4項及び追加請求第4項を主位的請求として追加された予備的請求

1・2について

ア 控訴人らの主張

請求第4項及び追加請求第4項につき、予備的に①実質的当事者訴訟として、また、②行訴法36条所定の無効等確認の訴えに係る請求として、本件各特例承認及び本件追加各特例承認の無効確認請求を追加する。本件各特例承認及び本件追加各特例承認に係るワクチンについて、控訴人らを含む国民全員に対して接種される可能性があるので、控訴人らは、その危険性から身を守るための妨害予防（接種回避）請求権があり、違法かつ危険な特例承認の無効確認を求める権利がある。

②については、請求第4項及び追加請求第4項並びに①がいずれも認容されない場合には、「現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができない」場合に該当することになるから、訴訟要件を満たしている。

イ 被控訴人の主張

控訴人らが、請求第4項及び追加請求第4項を主位的請求として追加した予備的請求1・2に係る訴えにおいて、裁判所に対し、国民としての立場以上に進んで控訴人らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではないことは、その主張自体から明らかである。そうすると、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらず、不適法である。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人らの損害賠償請求はいずれも理由がなく、その余の各請求に係る訴え（当審において追加され、又は予備的に追加されたものを含む。）はいずれも不適法であるものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2で「当審における訴えの追加的変更及び予備的追加的変更に係る各請求に対する判断」を付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決29頁24行目の「含む」を「含む。」と改める。

- (2) 原判決 30 頁 7 行目の「(最高裁)から同頁 8 行目の「参照)」までを削り、同頁 13 行目の「新型コロナウイルス感染症と」を「新型コロナウイルス感染症を」と、同頁 23 行目の「権利侵害や不利益をいうものであるから」を「一般的・抽象的な権利侵害や不利益をいうにとどまるのであって」と、同 31 頁 16 行目の「されている政策」から同行目の「共通するものの」までを「見れば、不可分一体の政策を具現化したものといえることができるもの」と、同頁 18 行目の「前提を」から同頁 19 行目の「失当である。」までを「採用することができない。」と、同頁 20 行目の「予備的請求」を「予備的請求 1」とそれぞれ改める。
- (3) 原判決 33 頁 1 行目、同頁 22 行目から同頁 23 行目にかけて及び同 34 頁 8 行目の各「国民全体の権利侵害や不利益をいうもの」をいずれも「国民全体の一般的・抽象的な権利侵害や不利益をいうにとどまるもの」とそれぞれ改める。
- (4) 原判決 34 頁 20 行目の冒頭に「しかし、」を、同頁 23 行目の末尾に「また、控訴人らは、①上記損失補償契約による補償の財源が国民の税金である以上、利害関係を有するとか、②上記損失補償契約によって、ワクチンによる薬害を惹き起こす原因を提供する本件各特例承認の申請者は利得を得る反面、その被害者に対する補償が制度化されていないのは、不合理な差別であるとも主張するが、いずれも一般的な制度に対する非難にすぎないもので、控訴人らの具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する主張とはいえないから、主張自体失当である。」をそれぞれ加える。
- (5) 原判決 36 頁 7 行目の末尾に「また、控訴人らは、「入場の禁止」を強制する規定によって被害に遭う危険があるとも主張するが、控訴人らが具体的に事業者や施設の管理者・開催者から入場の禁止を求められたことによって現実の被害を受け、又は受ける危険が生じたことをいうものではないから、上記同様、控訴人らに関する具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する

紛争についてその審判を求めるものとはいえない。」を加える。

(6) 原判決 36 頁 1 行目の「含む」を「含む。」と改める。

(7) 原判決 37 頁 4 行目の「予防接種を」から同頁 6 行目の「従わなかったとしても」までを「対象者に予防接種を受け、又は対象者の保護者に予防接種を受けさせるため必要な措置を講ずる努力義務を定めた規定にすぎず、予防接種を受ける義務又は上記必要な措置を講ずる義務を負わせるものではなく、仮にこれらの規定に従わなかった（努めなかった）としてもそのことを理由として」と改める。

(8) 原判決 37 頁 1 3 行目から同頁 1 4 行目にかけての「特措法施行令規定」を「本件措置法施行令規定」と改め、同 38 頁 6 行目の「あるにすぎず、」の次に「たとえ特別措置法 45 条 2 項に掲げる施設が控訴人らの生活に密着した施設であって、その利用頻度も高いとしても、それだけで」を加える。

(9) 原判決 39 頁 6 行目の「本件特例承認」を「本件各特例承認」と改め、同頁 2 2 行目の末尾を改行して次のとおり加える。

「また、控訴人らは、新型コロナウイルス感染症対策に関与する公務員の職務上の義務は、いかなる立場であっても、国民の生命と身体その他国民の基本的な人権を擁護し、これに危殆ならしめる可能性がある行為を行ってはならない義務であって、危険なワクチンの接種を実施してはならない義務に集約されると主張するが、いずれにしても抽象的な義務をいうにとどまるものであるから、上記判断を左右するものではない。」

(10) 原判決 39 頁 2 3 行目の「また、」を「さらに、」と改める。

2 当審における訴えの追加的変更及び予備的追加的変更に係る各請求に対する判断

(1) 追加請求第 4 項に係る訴えについて

追加請求第 4 項に係る訴えは、請求第 4 項に係る訴えと同様、厚生労働省が行ったワクチンの特例承認の取消しを求めるものであるから、請求の基礎

に同一性があると認められる。

その上で、訴訟要件の具備についてみるに、追加請求第4項に係る訴えは、取消しを求める具体的な対象こそ請求第4項に係る訴えと違えども、請求第4項に係る訴えについて判断したのと同様、控訴人らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえないから、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当せず、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、いずれも不適法である。

- (2) 請求第1項の予備的請求2、請求第2項の予備的請求3、請求第6項の予備的請求、請求第10項の予備的請求及び請求第11項の予備的請求に係る訴えについて

これらの各訴えは、いずれも行訴法36条所定の無効確認等の訴えであるところ、請求第1項、請求第2項、請求第6項、請求第10項及び請求第11項に係る各訴えについて、前記1で補正の上引用した原判決の判示するとおり、いずれも控訴人らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であるとはいえないから、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当するものではなく、これらの訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、いずれも不適法である。

- (3) 請求第4項及び追加請求第4項を主位的請求として追加された予備的請求1・2に係る訴えについて

控訴人らは、請求第4項及び追加請求第4項につき、予備的に①実質的当事者訴訟として、また、②行訴法36条所定の無効等確認の訴えに係る請求として、本件各特例承認及び本件追加各特例承認の無効確認を求めるものであるが、いずれの請求に係る各訴えも、前示したとおり、控訴人らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえず、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しな

いものであり、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、いずれも不適法である。

3 その他の控訴人らの主張について

控訴人らは、控訴人らの主張する国家賠償請求に係る請求原因事実に対して被控訴人が認否をしないことや、原子炉設置の許可処分が争われた関連訴訟における最高裁判決の説示によれば、被控訴人が主張立証責任を果たさないことを理由として、行政庁のした判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきであるから、本件訴訟においても同様に解して判断されるべきであるなどと主張するが、いずれも当裁判所の採用するところではない独自の見解に基づく主張であって、失当である。

4 なお、控訴人らは、当審での口頭弁論終結後に、被控訴人を被告とする別件訴訟において、行政庁の処分が行訴法3条2項にいう「公権力の行使に当たる行為」に該当するとの原告の主張を被控訴人が認める旨の陳述をしたことが明らかとなったから、本件においても処分性について被控訴人の裁判外の自白が成立するとして、これを主張立証する必要があることを理由に口頭弁論再開の申立てをした。

しかしながら、前記1で補正の上引用した原判決の説示するとおり、処分性についての判断をするまでもなく、控訴人らの各請求は、損害賠償請求についてはいずれも理由がなく、また、その余の請求に係る各訴えについてはいずれも不適法であるというほかない。

したがって、口頭弁論を再開すべき必要があるとは認められない。

5 結論

以上の次第で、控訴人らの各請求は、損害賠償請求についてはいずれも理由がないから、これを棄却すべきであり、その余の請求に係る各訴えについてはいずれも不適法であるから、これを却下すべきところ、同旨の原判決は相当であって、本件各控訴は理由がないし、当審において追加された主位的請求及び

予備的請求に係る訴えはいずれも不適法であるから、これを却下すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官

木納敏和

木 納 敏 和

裁判官

真辺 朋子

真 辺 朋 子

裁判官

森 剛

森 剛

別紙

指 定 代 理 人 目 録

星野郁也、大須賀謙一、米加田貴志、山田恭平、笹渕美香、水谷公祐、渡邊智之、
室大輔、衣川敬、堀俊太郎、大嶋寿海、相澤一樹、西倉龍之助、中村桂、杉原淳、
村中秀行、小池晨、井本成昭、入澤優、島田将広、伊藤辰朗、川田一夫、
山本陽介、松倉裕二、東雄一郎、陣内凱、湯本貴文、竹崎祐喜、谷直哉、
藤野武広、渡邊和敬、久保裕美、武智翼、佐藤駿

以 上

これは正本である。

令和5年7月3日

東京高等裁判所第5民事部

裁判所書記官

岡本幸

絵

